

既に保有している永久保存文書について 特定歴史公文書の利用開始に向けた準備の状況

1 既保有の永久保存文書の取扱い

現在保有している永久保存文書については、条例附則（平成 24 年 4 月 1 日施行）の規定により、「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」で定める最長の保存期間（30 年）を超えて保存しているものであって、実施機関が引き続き組織的に用いるものとして保有する必要があると認めるもの以外については、歴史公文書とみなし、条例の規定の例により、知事に移管のうえ、目録を作成して県民の利用に供するよう努めることとされている。

2 平成 23 年度における取組み

- ① 紙台帳を基に永久保存文書（昭和 57 年度以前）のデータベースを作成。
- ② ①のデータベースに基づき、現在当該永久保存文書を管理している所属を調査。
- ③ ②の調査結果を反映したデータベースを確定。
- ④ 平成 24 年度の早い時期に特定歴史公文書の利用制度を開始できるよう、まずは昭和 30 年度以前の永久保存文書を作業の対象とすることを決定。
- ⑤ 昭和 30 年度以前の永久保存文書の現物の存否確認及び引き続き業務に使用するか（保存期間の延長の要否）について確認。
- ⑥ 現在、収納スペースの確保及び歴史公文書目録の調製等を実施中。

3 今年度以降の作業（予定）

- ① 特定歴史公文書の利用に関する細則及び利用決定等に対する異議申立てに係る委員会の運営に関する細則を制定する。
- ② 2 の結果を基に目録を調製し、特定歴史公文書として県民の利用に供する。
- ③ 保存期間が 30 年以上となる永久保存文書の目録作成及び移管について、昭和 31 年度以降の文書を対象に引き続き現物確認等を行い、特定歴史公文書の利用対象の拡大を図る。